



# 島根県報

平成25年10月15日（火）

号外 第 151 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	（地 域 福 祉 課）	3
医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	3
緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（        ”        ）	5
島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	（建 築 住 宅 課）	5

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（規則第66号）

#### 1 規則の概要

- (1) 民生委員審査専門分科会の委員の定数は、7人以内とすることとした。（第2条関係）
- (2) 島根県社会福祉審議会条例の制定に伴う規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第67号）

#### 1 規則の概要

- (1) 奨学金の貸与決定通知を受けた医学生等は、直ちに当該年度の医学生地域医療奨学金交付申請書を知事に提出するとともに、一般社団法人しまね地域医療支援センターからの支援を受けるための登録を申し込むものとする事とした。（第9条関係）
- (2) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の規定による申請は、医学生地域医療奨学金返還免除条件変更承認申請書により行うものとする事とした。
- (3) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整理
- (4) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

### ◇緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第68号）

#### 1 規則の概要

奨学金の貸与決定通知を受けた医学生は、直ちに当該年度の緊急医師確保対策枠奨学金交付申請書を知事に提出するとともに、一般社団法人しまね地域医療支援センターからの支援を受けるための登録を申し込むものとする事とした。（第9条関係）

#### 2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第69号）

#### 1 規則の概要

- (1) 入居者は、連帯保証人に次のいずれかに掲げる事実が発生したときは、遅滞なく、新たに連帯保証人を定め、連帯保証人変更届を提出しなければならないこととした。（第4条第1項・様式第4号関係）

ア 死亡

イ 住所の不明

ウ 失業その他保証能力を著しく減少させ、又は喪失させる事情

- (2) 入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届を提出しなければならないこととした。（第4条第2項・様式第4号関係）

- (3) 入居者は、連帯保証人の氏名、住所、電話番号又は勤務先の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、連帯保証人氏名等変更届を提出しなければならないこととした。（第4条第3項・様式第4号の2関係）

- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整理

- (5) 島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整理

(6) その他規定及び様式の整備

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(4)については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

# 規

# 則

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第66号

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

島根県社会福祉審議会規則（平成12年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

**第1条** この規則は、島根県社会福祉審議会条例（平成25年島根県条例第34号。以下「条例」という。）第10条の規定により、島根県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（民生委員審査専門分科会の委員の定数）

**第2条** 民生委員審査専門分科会の委員の定数は、7人以内とする。

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出しを「（専門分科会の設置）」に改め、同条第1項中「法」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」に改め、同条第2項から第5項までを削り、同条を第3条とする。

第6条の見出しを「（部会の設置）」に改め、同条第1項中「次の」を「条例第7条第1項の規定により、次の」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第4条とする。

第7条を削り、第8条を第5条とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第67号

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則

医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「提出する」の次に「とともに、一般社団法人しまね地域医療支援センターからの支援を受けるための登録を申し込む」を加える。

第12条第1項第4号ア及びイ中「3倍」を「2倍」に改める。

第13条第2項本文中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第14条第1項第1号中「3倍」を「2倍」に、「4年」を「3年」に、「1年5月以内」を「2年未満」に、「3年」を「2年」に改める。

第15条第2項第2号中「その他」を「以外の」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項ただし書及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年3月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。ただし、貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（平成25年島根県条例第35号。以下「改正条例」という。）附則第2項ただし書の規定により、改正条例による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の規定の例による場合は、この規則による改正後の医学生地域医療奨学金貸与規則（第9条第1項を除く。）の規定の例による。
- 3 改正条例附則第2項ただし書の申請は、医学生地域医療奨学金返還免除条件変更承認申請書（附則様式）により行うものとする。

附則様式（附則第3項関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## 医学生地域医療奨学金返還免除条件変更承認申請書

下記のとおり貸与を受けた奨学金に係る返還免除条件を変更したいので、貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（平成25年島根県条例第35号）附則第2項ただし書の規定により申請します。

## 記

変 更 前	大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の <u>3倍</u> に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間に相当する期間医師の業務（ <u>臨床研修を除く。</u> ）に従事（特定地域医療機関において貸与期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。
変 更 後	大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の <u>2倍</u> に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間に相当する期間医師の業務（ <u>臨床研修を含む。</u> ）に従事（特定地域医療機関において貸与期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第68号

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「提出する」の次に「とともに、一般社団法人しまね地域医療支援センターからの支援を受けるための登録を申し込む」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年3月31日までに貸付けの決定を行った緊急医師確保対策枠奨学金については、なお従前の例による。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

## 島根県規則第69号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（連帯保証人の変更等）

**第4条** 入居者は、連帯保証人に次のいずれかに掲げる事実が発生したときは、遅滞なく、新たに連帯保証人を定め、様式第4号の連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

- (1) 死亡
- (2) 住所の不明
- (3) 失業その他保証能力を著しく減少させ、又は喪失させる事情

2 入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、様式第4号の連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

3 入居者は、連帯保証人の氏名、住所、電話番号又は勤務先の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、様式第4号の2の連帯保証人氏名等変更届を知事に提出しなければならない。

第27条第2項の表中「第2条第2項」の次に「、第4条」を加え、

様式第1号その1、様式第2号、 様式第4号から様式第6号まで、 様式第14号から様式第20号まで、 様式第23号、様式第24号、様式第 27号から様式第29号まで及び様式 第31号から様式第33号まで	島根県知事	（島根県知事 市町長 島根県住宅供給公社理事長）
様式第1号その2	島根県土木部建築住宅課	（島根県土木部建築住宅課 市町 島根県住宅供給公社）

を

様式第1号その1、様式第2号、 様式第4号から様式第6号まで、 様式第14号から様式第20号まで、 様式第23号、様式第24号、様式第 27号から様式第29号まで及び様式 第31号から様式第33号まで	島根県知事	（島根県知事 市町長 島根県住宅供給公社理事長）
---	-------	--------------------------------

に改める。

様式第1号その1裏面中「申込先に備付けの「所得等証明願」に市町村長の証明を受け」を「市町村の発行する前年分の課税証明書を」に、「前々年分の所得証明書を」を「市町村の発行する前々年分の課税証明書を」に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「第3条第3項第3号」及び「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

県 営 住 宅 使 用 請 書

		入居年月日		年 月 日	
入 居 決 定 住 宅				入 居 者	
所在地	市 町 村	番地	現住所	電話番号	( )
住宅名	団地	号棟	フリガナ	生年月日	年 月 日
	県営住宅 (注)	面積 m <sup>2</sup>		勤務先の名称	
家賃	円 敷	金	氏 名	印	勤務先 電話番号
	円 収	円			

連 帯 保 証 人				緊 急 連 絡 人	
現住所		現住所			
フリガナ		フリガナ			
氏 名		氏 名			印
生年月日	年月日	入居者との関係			
電話番号	( )	入居者との関係			
勤務先	名 称	電話番号	( )	電話番号	( )
	電話番号				

入居者は、上記県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、島根県営住宅条例、島根県営住宅条例施行規則及びこれらに基づく命令を固く守ります。

連帯保証人は、入居者の債務（家賃、入居者駐車場の使用料及び入居者が負担すべき修繕費用をいう。以下同じ。）について、入居者と連帯して責任を負い、入居者の債務の不履行があったときは、連帯保証人が履行することを誓約します。

年 月 日

島根県知事

様

備考

1 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。

2 連帯保証人は、市町村の発行する課税証明書を添付してください。なお、市町村の発行する課税証明書が取れない方は、勤務先の所得に関する証明書を添付してください

い。  
(注) 島根県営住宅条例第43条の規定による使用の場合は、住宅名欄に「(みなし特定公共賃貸住宅)」と付記すること。



## 様式第4号の2（第4条関係）

連 帯 保 証 人 氏 名 等 変 更 届		受 付	年	月	日
		進 達	年	月	日
入 居 住 宅	所 在 地	市	町	番地	
		郡	村		
	住 宅 名	県営住宅	団地	号棟	号室
変 更 す る 項 目		<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 勤務先の内容（勤務先の名称又は電話番号）			
変 更 前					
変 更 後					
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 <div style="text-align: right;">入居者氏名 <span style="float: right;">㊟</span></div> <div style="text-align: right;">連帯保証人氏名 <span style="float: right;">㊟</span></div> 島根県知事 様					

備考 変更する項目について、変更後の内容を証明する書類を添付してください。

（注） 連帯保証人を他の者に変更する場合は、連帯保証人変更届（様式第4号）により届け出てください。

「  
 様式第5号中 県営住宅 団地 第 号 を  
 」

「  
 県営住宅 団地 号棟 号室 に、  
 」

「  

フリガナ		続 柄	
氏 名	⑩	生年月日	

 を  
 」

「  

フリガナ		続 柄	
氏 名	⑩ ( 年 月 日生)	電話番号	( )

 に、  
 」

「  

連 帯 保 証 人	現住所		自宅 電話番号	( )
	フリガナ		承継人 との続柄	
	氏 名	⑩ ( 年 月 日生)	月 収	円
	勤務先		勤務先 電話番号	( )
	現住所		自宅 電話番号	( )
	フリガナ		承継人 との続柄	
	氏 名	⑩ ( 年 月 日生)	月 収	円
勤務先		勤務先 電話番号	( )	

 を  
 」

「  

連 帯 保 証 人	現住所		電話番号	( )
	フリガナ		承継人 との関係	
	氏 名	⑩ ( 年 月 日生)	月 収	円
	勤務先		勤務先 電話番号	( )

 に、  
 」

緊急 連絡 人	現 住 所		電 話 番 号	( )
	フリガナ 氏 名		承 継 人 との関係	

承継人及び同居人は、上記住宅に引き続き入居したいので、承認願います。

承継人及び同居人は、入居資格の確認のため、必要に応じて関係部署（警察等の公的機関）に照会することに同意します。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担します。

年 月 日  
島根県知事 様

を

承継人及び同居人は、上記住宅に引き続き入居したいので、承認願います。

承継人及び同居人は、入居資格の確認のため、必要に応じて関係部署（警察等の公的機関）に照会することに同意します。

連帯保証人は、入居者の債務（家賃、入居者駐車場の使用料及び入居者が負担すべき修繕費用をいう。以下同じ。）について、入居者と連帯して責任を負い、入居者の債務の不履行があったときは、連帯保証人が履行することを誓約します。

年 月 日  
島根県知事 様

に改

め、同様式備考2中「所得証明書」を「課税証明書」に改める。

様式第18号備考中「所得証明書」を「市町村の発行する課税証明書」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号その1裏面の改正規定（「申込先に備付けの「所得等証明願」に市町村長の証明を受け」を「市町村の発行する前年分の課税証明書を」に、「前々年分の所得証明書」を「市町村の発行する前々年分の課税証明書」に改める部分を除く。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日から施行する。